

若者の個人情報 自衛隊に流されています



大阪府内 43 自治体中40自治体が、防衛大臣からの依頼に応え、自衛官および自衛官候補生の募集に必要な18歳と22歳(もしくは、21 歳)の若者の個人情報(氏名・住所・性別・生年月日)を、本人に知らせず、勝手に自衛隊に提供！！

Q. どうして提供しているの？

A. 私たちが行った「自衛官募集に関するアンケート」に答えて、多くの自治体が、2021 年（令和3年）2月に防衛省・総務省が出した通知（自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出することができる）の存在を理由にあげています。

※この通知は、2019年2月、安倍首相（当時）が自民党大会で、地方自治体の自衛隊募集への協力について、「地方自治体の6割以上が非協力」と発言したことから、2020年12月に「市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することは可能」とする閣議決定がされたことを受けて発出されたものです。

※この通知が出されて以降、大阪でも一気に自衛隊に名簿を提供する自治体が増えている実態からも、この通知が大きな「圧力」になっていると言えます。

Q. 提供するの、自治体の義務ですか？

A. いいえ、自治体に提供する義務はありません。

実際、昨年度でも全国 1747 中約 4 割 6 7 9 の自治体は提出していません。

※これは、先の「通知」において、「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出することができる法的根拠として示した自衛隊法施行令第120条にも、「資料の提出を求めることができる」となっているだけだからです。

☆個人情報を提供してほしくない人は、「除外申出」ができます。

自治体には個人情報やプライバシーの権利（自己情報コントロール 権）を尊重擁護する責務（憲法99条、13条）があるからです。まわりの人たちに大いに伝えてください。

※ところが、大阪府内で名簿提供している40自治体中の20の自治体には、未だにこの「除外申出」を受け付ける制度がありません。制度をつくるため力をかけてください。

☆いま、自衛隊員1割もの定数割れが続いており、しかも応募は大きく減少。逆に退職者は増えている中で、大軍拡が進められようとしています。

政府は、人材確保をミサイルなど武器の整備と並べ、防衛力の抜本的強化を支える車の両輪などと言って、自衛隊員確保に躍起になっています。

名簿提供だけでは済まないということになる前に、声を上げましょう！